平成 2 8 年 3 月 1 1 日 第 1 1 7 6 8 号

	<b>1</b>	目次	担当課(室)
第117 「		定非営利活動法	民生活交通課
目次	担当課(室)	国団調査の万男の部訂	課中日間
		岡山県酪農・肉用牛生産近代化計画の縦	畜 産 課
【規則】		覧	
女性の職業生活における活躍の推進に関	人事課	開発許可を受けた開発行為に関する工事	建築指導課
する法律第十五条第一項の地方公共団体の		の完了	
機関、その長又はその職員等を定める規則		II.	"
(県例規集登載)		【正誤】	
【告示】		保安林の指定施業要件の変更予定の正誤	治山課
岡山県補助金等交付規則の規定による補	県民生活交通課		
助金等の名称等の制定の一部改正			
技能検定試験手数料の金額の一部改正	労働雇用政策課		
(以上県例規集登載)			
特定施設の設置許可申請	環境管理課		
n,	"		
救急病院の指定	医療推進課		
救急病院等の指定	"		
知事指定薬物の指定	医薬安全課		
指定居宅介護支援の事業の廃止	長寿社会課		
保安林の解除予定	治山課		
"	"		
道路の区域変更	道路整備課		
注 道路の供用開始	"		
【公告】			

岡山県規則第三号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十五条第一 その長又はその職員等を定める規則を次のように定める。 項の地方公共団体の機

平成二十八年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 十

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十五条第一項の地方公共団体 その長又はその職員等を定める規則

職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十五条第 れぞれ同表の下欄に掲げる職員とする。 一項の地方公共団体の機関、 八号)第一条第二項の規定により地方公共団体の規則で定めることとされている女性の 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成二十七年政令第三百十 これらのものが同項に規定する特定事業主行動計画を定める職員はそ その長又はその職員で政令で定めるものは次の表の上欄に

公営企業管理者が任命する職員	公営企業管理者
海区漁業調整委員会が任命する職員	海区漁業調整委員会
人事委員会が任命する職員	人事委員会
代表監査委員が任命する職員	代表監査委員
選挙管理委員会が任命する職員	選挙管理委員会
議会の議長が任命する職員	議会の議長
知事が任命する職員	知事

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

岡山県告示第百三十五号

等の名称等の制定)の一部を次のように改正し、 昭和四十一年岡山県告示第五百十三号(岡山県補助金等交付規則の規定による補助金 平成二十七年度分の補助金から適用す

平成二十八年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆

太

表県民生活部の部岡山県離島航路対策補助金の項の次に次のように加える。

																		助金の安全の確保	行確保事業補る船舶の航行	定航路安全航ーいて運航され	岡山県広域特を高航路にお
たもの	められ	ると認	要であ	援が必	て、 支	におい	協議会	成 す る	体で構	係自治	及び関	ち、 国	者のう	む事業	取り組	確保に	運航の	確保定した	ける 安	路 に お	宇高航
																			保に取り組む事業	安定した運航の確	宇高航路における
												算定した額	千五百万円として	補助対象経費を四	を超えるときは、	費が四千五百万円	だし、補助対象経	乗じて得た額。た	た額に四分の一を	分の二を乗じて得	補助対象経費に三

岡山県告示第百三十六号

平成十二年岡山県告示第百七十一号(技能検定試験手数料の金額)の一部を次のよう

平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月十一日

岡山県知事

実技試験手数料金額の2の表中「カー テンウオール施工」を「カーテンウォ

実技試験手数料金額の3の表中「配管」の下に「、 鉄筋施工」を加える。

岡山県告示第百三十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一 項の規定によ

り申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、 次のとおりである。

事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づ

平成二十八年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆

太

申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名

住 所 倉敷市上富井58

丸五ゴム工業株式会社

毛 名 代表取締役社長

!) 工場又は事業場の名称及び所在地

,称 丸五ゴム工業株式会社矢掛工場

在地 小田郡矢掛町東川面417

#### (3) 特定施設に関する事項

X								分	新			設
種								類	は製造製業イ製接自造業造をや造加	車用タ  動車用  業,ゴ	チム用振)又ュホゴゴ」。	ーームム更ゴの製品造タ板
能								力	87.1	lkg/	回	
エ	事	着	手	予	定	年	月	日	許可	後直ち	に	
エ	事	完	成	. 予	定	年	月	日	着手	後 2 週	間	
使	用	開	始	计予	定	年	月	日	平成	28年 7	月	
	その			が1日 季節的						`/回 i間/日		
	月時に 核特定				X		分		通	常	最	大
日ら持た	は付た 非出さ 学の汚	加設	が汚態	水	量 (	m³/	日)			0.35		0.56
の通	11常の	値及	び	р	Н					6.5		7.0
当該	ての値 を汚水	等の	通	В	O D (	mg/	l )			404.3		549.6
の量	〕量及 ₫	い取	^	С	O D (	mg /	l )			808.6		1099.2
				S	S (	mg /	l )			19.0	_	53.0
				油	分(	mg /	l )			2.6		5.8
				Т	- N (	mg /	Q )			6.0		9.9
				Т	- P (	mg /	l )			0.33		0.50
				チリ	ウラム	( mg	/ l	)	<(	0.0006	</td <td>0.0006</td>	0.0006

備考 種類は,水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。

#### (4) 汚水等の処理施設に関する事項

X								分		変 勇	前				変	更		後		
Ιţ	昜 又	は事	業均	易にる	おけ	る施	設番	号	酸素直接曝	気 + 回転円板	遠床 + 排水	処理施設	同左							
種								類	汚泥固定式	+MIXFL	. 0システム	+ 活性汚泥	同左							
構								造	FRP,ス	テンレス配管	意,鉄筋コン	クリート	同左							
主			要		ব	-		法	0.1m × 4 2.44m × L 4.2m × V L 7.9m × V	0.0m 7.0m V9.595m × H V17.7m × H	13.0m 5.0m		同左							
能								力	150㎡/日				同左							
処		理		の		方		法	酸素直接曝	気法+間接曝	。 景気法 + 活性	汚泥法	同左							
エ	事	着	手	予	定	年	月	日	-				許可後直	ī ちに	:					
エ	事	完	成	予	定	年	月	日	-				着手後2	週間	]					
使	用	開	始	予	定	年	月	日	-				平成28年	7月	]					
使用びにの概	月時間 こその 疑要	間隔 使用	及び に季	1日当 節的変	当たり 変動か	の使 がある	用時間 場合I	間並 はそ	連続24時間 季節的変動	若干あり			同左							
使用	時に変わる	おい	てか	D	7		分		処 耳	里 前	処 珰	里 後	処	理	前			処耳	里後	į
15月	は出さ	加るかは	汚態	Ľ			Л		通常	最大	通常	最大	通常	1	最大	-	通	常	最	大
の通	が 一方の 一方の 値	値及が	ซื้  -	水	量 (	m³ /	日)		63.6	78.3	63.6	78.3	63	.9	78	.8		63.9		78.8
製造の	でである。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	等の	通	р	Н				6.8	7.3	6.8	7.3								
の量	里以	U <sup>*</sup> 取	^	ВС	) D (	mg/	l )		46.2	75.3	7.4	12.6								
				C C	) D (	mg/	l )		92.3	151.1	14.7	25.2								
				S	S (	mg/	l )		15.0	40.0	8.0	21.0								
				油	分(	mg/	l )		8.0	10.0	5.0	6.0	同左							
				Τ -	· N (	mg/	l )		6.00	9.89	9.87	14.48								
				Τ -	P (	mg/	l )		0.33	0.5	0.76	1.09								
				大朋	易菌群	数 (	個 / c	m³)	無数	無数	無数	無数								
				チウ	ララム	(mg	/ l	)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006								

備考 排水処理施設で処理された汚水等は,全量公共下水道へ排出される。

- (5) 排水口に関する事項 変更なし
- 2 縦覧の期間及び場所
- (1) 期 間 平成28年3月11日から同年4月1日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び矢掛町役場

岡山県告示第百三十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一 項の規定によ

り申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、 次のとおりである。

事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づ

平成二十八年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

申請の概要

NTN株式会社

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ

ってはその代表者の氏名

E 所 大阪府大阪市西区京町塩1丁

名 代表取締役社長 大久保博司

、古一次改成部は社長、人人保母門工場又は事業場の名称及び所在地

「在地 備前市畠田500番地の1

NTN株式会社

自動車事業本部

岡山製作所

#### (3) 特定施設に関する事項

X								分	新			設	新			設	新			設	新			設
種								類	63 - / 金属製 供する	製品製 3焼入	造業の れ施設 V J )	用に	63 - 1	製品製 る焼入	れ施言	の用に	63 - 1	製品製 δ焼入	れ施設	の用に 设	63	製品製 3焼入	れ施訂	D用に B
能								力	390 k (1 £	g / B 含当た	り) †		200 k	g / 🛭	<del>‡</del>		200 k ( 1 台	g / ll 当た	り) ())		同左			
I	事	着	手	予	定	年	月	日	既設				既設				既設				既設			
I	事	完	成	予	定	年	月	日	既設				既設				既設				既設			
使	用	開	始	予	定	年	月	日	許可復	後直ち	に		許可後	後直ち	に		許可復	後直ち	に		許可復	後直ち	に	
使用びにの概	時間 こその 疑要	間隔.	及び に季	1日当節的変	当たりを動か	)の使 がある	用時 場合	間並 はそ	連続2	:4時間			同左				同左				同左			
使用	時に	おい	てか	Σ	₹		分		通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大
日の担合	特定におき	加る	が「汚し	水	量 (	( m³ /	日)			0		0.12		0		0.05		0		0.12		0		0.05
小句の連	一方の方面常の	経仏 値及 ボボ	悲し	р	Н				8.5	~ 9.5	8.0~	10.0												
取り当部	である。	楽の	通 -	ВС	) D (	mg/	l )		7	,000	7	,000												
吊りの量	D量及 ₫	. ひ取.	^ [	C C	) D (	mg/	l )		50	,000	50	,000												
				S	S (	mg/	l )			300		300	= <del>+</del>				= <del>+</del>				 			
				油	分(	mg/	l )			50		50	同左				同左				同左			
				Τ -	N (	mg/	l )		3	,000	3	,000												
				Т-	P (	mg/	l )			5.0		5.0												
				大朋	易菌群	業数 (	個 / (	cm³)		0		0												

備考 種類は,水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。

X								分	新		設	新	設	新	設	新	設
種								類	65 酸又は 表面処 15~17	理施		65 酸又はアル 表面処理施 18~21(C		65 酸又はアル 表面処理施 22~25(C	設	65 酸又はアル 表面処理施 2 ~ 6 (ア	設
能								力	830m 〕 (1台			630ml/E (1台当た		10ml/時 (1台当た		10.4ml/ (1台当た	
I	事	着	手	予	定	年	月	日	既設			既設		既設		既設	
エ	事	完	成	予	定	年	月	日	既設			既設		既設		既設	
使	用	開	始	予	定	年	月	日	許可後	直ち	に	許可後直ち	に	許可後直ち	に	許可後直ち	IC
使用びにの概	月時間 こその 既要	間隔》 使用I	及び こ季	1日当 節的変	áたじ 変動か	)の使 がある	用時 場合I	間並 まそ	連続24	4時間		同左		同左		同左	
		おいた施設を		×	<u> </u>		分		通	常	最 大	通常	最 大	通 常	最 大	通常	最 大
一ら排	ま出乳	れる	汚し	水	量 (	( m³ /	日)			26	26.04	26	26.05	0.58	0.59	0	0.05
小司の通	関常の	染状! 値及で 並び!	び	р	Н				6.0~	8.0	5.5~8.5	6.0~8.0	5.5~8.5	6.5~9.5	6.0~10.0	8.9~9.8	8.5~10.2
当該	亥汚水	等のは	通	ВС	) D (	mg/	l )			12	30	3.0	30	3.0	3,000	530	530
の量		い取り	^ [	C C	) D (	mg/	l )			100	3,000	7.0	3,000	8.0	30,000	3,410	3,410
				S	S (	mg/	l )			7.0	60	3.0	60	2.5	300	1,000	1,000
				油	分 (	mg/	l )			5.0	120	3.0	120	2.5	400	8,690	8,690
				T -	N (	mg/	l )			5.0	110	3.0	110	2.5	300	275	275
				T -	P (	mg/	l )			170	5,000	7.0	5,000	2.0	5,000	0.6	0.6
				大腸	易菌群	¥数(	個/0	:m³)		10	1,000	10	1,000	0	0	0	0

備考 種類は,水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

X								分	新		<u>.</u>	殳	新			設	新		設	新		ŧ	设
種								類	供する	製品製 3焼入	造業の用 れ施設 クスル)	ΙIC	63 - イ 金属集 供する 44,46	以品製 ら焼入	れ施訂	殳	表面類	はアル 処理施 アクス		63 - イ 金属製 供する 47(ア	品製 焼入	造業の用 れ施設 ル)	112
能								力	200 k (1 ੬	g / B 当た	<del>う</del> )		400 k (1台	g / B 当た	<b>詩</b> り)		75 m	1 / 時		219 k	g / ℍ	ŧ	
I	事	着	手	予	定	年	月	日	既設				既設				既設			既設			
エ	事	完	成	予	定	年	月	日	既設				既設				既設			既設			
使	用	開	始	予	定	年	月	日	許可後	後直ち	に		許可後	後直ち	に		許可征	き直ち かんしゅう かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かんかん かん	に	許可後	直ち	に	
使用びにの概	月時間 こその 玩要	間隔.	及び に季	1日当 節的変	áたじ 変動か	)の使 がある	用時間場合口	間並 はそ	連続2	4時間			同左				同左			同左			
使用	時に	おい	てか	Σ	<u> </u>		分		通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最大	通	常	最 :	大
当ら担か	特定に出さ	加る	汚態	水	量 (	( m³ /	日)			0	0.	98						0	0.028		0	0.	. 22
小司の通	一方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の	がしている。	じに	р	Н				5.5~	9.5	5.0~	10					5.5~	10.5	5.0 ~ 11	8.2~	9.0	7.0~9	€.5
野り出営の	である。	等の	通	ВС	) D (	mg/	l )			5.0	5	5.0					5	5,000	5,000		62		62
吊りの量	D量及 ₫	. ひ取.	$^{\wedge}$ $^{\lceil}$	C C	D (	mg/	l )			5.0	5	5.0					10	0,000	10,000	1,	, 245	1,2	245
				S	S (	mg/	l )			5.0	5	5.0	同左					200	200		8.0	8	3.0
				油	分 (	mg/	l )		_	1.0	1	.0						200	200		6.0	6	6.0
				Τ -	Ν (	mg/	l )			10		10					1	,500	1,500		20		20
				T -	P (	mg/	l )			1.0	1	.0						5.0	5.0		0.8	0	3.8
				大朋	易菌群	<b>詳数(</b>	個 / (	cm³)	1	,000	1,0	000					1	,000	1,000		10		10

備考 種類は,水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

X								分	新			設	新			設
種								類	表面	はアル 処理施 アクス	設	こよる	65 酸又に 表面処 49(ア	1理施	設	こよる
能								力	27.6	m 1 /	時		21.7m	11/	時	
I	事	着	手	予	定	年	月	日	既設				既設			
I	事	完	成	予	定	年	月	日	既設				既設			
使	用	開	始	予	定	年	月	日	許可	後直ち	に		許可後	食直ち	に	
使用びにの概	こその	間隔	及び に季	1日当 節的変	当たりを動か	の使 がある	用時場合	間並 はそ	連続	24時間			同左			
使用	時に	おい	てか		<u> </u>		分		通	常	最	大	通	常	最	大
ら揖	き出す	これる	汚	水	量 (	m³/	日)			0		0.02		0		0.01
の通	通常の	。 強 し し は な が に が に が に が に が に が に が に が に に が に に に に に に に に に に に に に	び	р	Н				8.2	~ 9.0	7.5	~ 9.5	8.5~	8.8	8.0	~ 9.0
当該	医污水	並び、等の	通	ВС	) D (	mg /	l )			660		660	5	, 100		5,100
吊りの量		び最	^ [	C C	) D (	mg /	l )			2,200		2,200	31	,000	3	1,000
				S	S (	mg /	l )			190		190		350		350
				油	分(	mg /	l )			520		520		65		65
			Ī	Τ -	· N (	mg /	l )			380		380		480		480
				Τ -	Р(	mg /	l )			0.7		0.7		0.6		0.6
				大服	易菌群	数 (	個 / (	cm³)		15		15		10		10

備考 種類は,水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

#### (4) 汚水等の処理施設に関する事項

X								分		変	更	前				7	ž į	更	後		
工均	易又	は事	業場	易にる	おけ	る施	設習	手号	U P - 003												
種								類	加圧浮上式	凝集沈殿	<b>処理施</b>	設									
構								造	円筒鋼板製						同左						
主		3	要		寸			法	4,800 m n	n × 2,300ı	n m										
能								力	80㎡/時												
処		理		の		方		法	加圧浮上分	離					p H調整 +	加圧汽	孚上分割	雏			
エ	事	着	手	予	定	年	月	日	-						許可後直ち	に					
エ	事	完	成	予	定	年	月	日	-						着手後直ち	に					
使	用	開	始	予	定	年	月	日	-						完成後直ち	に					
		時間間隔及び1日当たりの使用時 の使用に季節的変動がある場合						間並 はそ	連続24時間						同左						
使用	時に	おいて							処 耳	里前		処 耳	里 後		処 돼	里前			処 丑	里後	Ź
75類	出さ	肥みれる	汚に	Ľ	<u>\</u>		分		通常	最大		通常	最	大	通常	最	大	通	通常	最	大
小り選手	関常の	値及	びし	水	量 (	m³/	日)		630	68	30	630		680	同左						
野芸の	を活成し	等の	通	р	Н				7~8	7 ~	8	7 ~ 8		7~8	6 ~ 8		6 ~ 8		6 ~ 8		6 ~ 8
の量	里区	U·取,	^ [	ВС	) D (	mg/	l )		100	10	00	15		20							
				C C	) D (	mg/	l )		35	3	35	15		25							
				S	S (	mg /	l )		300	30	00	15		20							
				油	分(	mg /	l )		150	15	50	1		2	同左						
				Т -	N (	mg /	l )		12.5	12	.5	5.8		8.3							
				Т -	Р(	mg /	l )		5.8	5	. 8	0.8		1.5							
				大朋	易菌群	数 (	個 / (	m³)	0		0	0		0							

X								分		変	更	前				变	更			
Ιţ	場又	は事	業均	易にる	おけ	る施	設者	₹ 号	U P - 069											
種								類	活性炭吸着	 塔										
構								造	円筒鋼板製						同左					
主		į	要		寸	•		法	2,800 m n	n × 3,050m	m	2 基								
能								力	80㎡/時											
処		理		の		方		法	砂ろ過						砂ろ過+活	性炭吸着				
I	事	着	手	予	定	年	月	日	=						許可後直ち	IC .				
I	事	完	成	予	定	年	月	日	-						着手後直ち	に				
使	用	開	始	予	定	年	月	日	-						完成後直ち	に				
				1日当節的変	当たり 受動か	の使 である	用時  場合	間並はそ	連続24時間						同左					
使用	月時に	おい	てか	Σ	7		分		処 玛	里前		処耳	里 後		処 玛	■前		処 珰	<b>L</b> 後	
日の担合を担合されている。	は出さ	加設に	が活	2	<u> </u>		״מ		通常	最大	ì	通常	最大		通常	最大		通常	最	大
小の通	用核非等勇大亥の記 時特出の常の汚量 に定さ汚の値水及	値及	びし	水	量 (	m³/	日)		630	680	)	630	6	80	同左					
野されて	を汚水の	等の	通し	р	Н				7 ~ 8	7 ~ 8	3	7 ~ 8	7 ~	8	6 ~ 8	6 ~	- 8	6 ~ 8		6 ~ 8
の量	皇	(U·取)	^	ВС	) D (	mg/	l )		15	20	)	10		15						
				C C	) D (	mg/	l )		15	25	5	12		20	同左					
				S	S (	mg/	l )		15	20	)	10		15	四在					
				油	// /	/			1	2	)	1		2						
				/田	分(	mg /	l )		Į.		-	<u>'</u>								
						mg /			12.5	12.5		5.8	8	.3	5.8	8	.3	5.8		8.3
				Τ -	N (		l )				5			-	5.8		.3	5.8		8.3

#### (5) 排水口に関する事項

排水口番号		Νο	. 1		No.	4 ~ 20
区分	变	更 前	变。	更 後	新	設
<u>Δ</u> π	通常	最大	通 常	最大	通 常	最大
水 量(㎡/日)	1,010	1,060	800	1,060	0	0
рН	7 ~ 8	7 ~ 8	6~8	6 ~ 8	-	-
BOD (mg/l)	10	15			-	-
C O D ( mg / l )	12	20			-	-
S S (mg/l)	10	15	同左		-	-
油 分(mg/l)	1.0	2.0	门生		-	-
T - N (mg/ l )	4.0	8.0			-	-
T - P (mg/l)	0.14	1.0			-	-
大腸菌群数(個/㎡)	0	0	500	500	-	-

#### 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成28年3月11日から同年4月1日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び備前市役所

岡山県告示第百三十九号

次の病院は、 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定

する救急病院である。

平成二十八年三月十一日

岡山県知事

伊原木

太

病院の名称及び所在地

名 称 独立行政法人国立病院機構岡山医療センター

所在地 岡山市北区田益一七一一

有効期限

則

平成三十一年四月四日

この告示は、平成二十八年四月五日から施行する。

岡山県告示第百四十号

次の病院及び診療所は、 救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号)第

条に規定する救急病院及び救急診療所である。

平成二十八年三月十一日

病院等の名称及び所在地

岡山県知事

原木

太

4 称 平病院

所在地 和気郡和気町尺所四三八

称 村上脳神経外科内科

所在地 笠岡市大井南二八 - 四

有効期限

附 則 平成三十一年三月二十六日

この告示は、平成二十八年三月二十七日から施行する。

岡山県告示第百四十一号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成二十七年岡山県条例第十七 という。)第十二条第一 項の規定により、 知事指定薬物を次のとおり

平成二十八年三月十一日

-

岡山県知事

原

太

- 一 知事指定薬物の名称
- フルオロフェニル) m d i メチル] スルフィニ 及びその塩類 ル アセトアミド
- 及びその塩類 フルオロフェニル) Ξ メチルモルフォ リン (通称名四
- 三・三・四・ - メチル= 二 -七·十二·十二b -- 三 - メトキシアクリラート (通称名M  $\{(\square S \cdot \square S \cdot + \square PS)\}$ オクタヒドロイ エチル ・ンドロ
- e) 及びその塩類 (E) - メチル= {(二s·三s·七as·十二bs) - 三 - エチル
- ヒドロキシー ンドロ[二・三a] キノ ・二・三・四・六・七・七a・十二b メトキシアクリラー
- (通称名七 a 0 七 H
- フェニルプ ロパン・ニ・
- メチル] Н ル カルボキサミド (通称名)
- MYL-THPINACA)及びその塩類
- 二指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、 県内におい て濫用されるおそれがある

と認められるため

附則

この告示は、平成二十八年三月十二日から施行する。

岡山県告示第百四十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条第二項の規定により、 次のとお

り指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年三月十一日

原 木

太

事業所の名称及び所在地

2

所在地

ケアプランサー ビス本荘

岡山県和気郡和気町衣笠四五三 - 一

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

2 所在地

有限会社スマイルハー

岡山県和気郡和気町衣笠五二二-

廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

兀

介護保険事業所番号

||三七||三〇〇六四四

サービスの種類

五

岡山県告示第百四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十八年三月十一日

太

美作市大原字亀河原六〇二の四から六〇二の六まで、 解除予定保安林の所在場所 字新道下夕六〇四の五

保安林として指定された目的

解除の理由

 $\equiv$ 

道路用地とするため

岡山県告示第百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 農林水産大臣

から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成二十八年三月十一日

太

解除予定保安林の所在場所

井原市芳井町川相字大段ニー七三の七

保安林として指定された目的

水源の涵養

 $\equiv$ 

解除の理由

農道用地とするため

井原市芳井町川相字大段二一七二の二七から二一七二の三三まで

解除予定保安林の所在場所

一 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

解除の理由

農道用地とするため

岡山県告示第百四十五号

次のとおり変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路の区域を

その関係図面は、

岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧

平成二十八年三月十一日

道路の種類

岡山県知事

木

太

道路の区域

三三七・〇	七·〇 八八·五	IΒ	真庭市藤森字土伏一七〇番一五地先まで真庭市藤森字土伏一七〇番一五地先から
==七・0	八 八 八 五	新	真庭市藤森字土伏一七〇番一五地先まで真庭市藤森字土伏一七〇番一五地先から
(メートル) 長	(メートル)	別	域

倉敷市青江字西河原八五九番一地先まで倉敷市青江字西河原八五六番六地先から	区域
	別新旧
- O	(メートル)
-	ル 員
_	イナーメ)
ー 四 ・ 七	トル) 長

路

線

倉敷清音線

道路の種類

県道

道路の区域

- 四 七	11.4	旧	倉敷市青江字西河原八五九番一地先まで倉敷市青江字西河原八五六番六地先から
一 一 九 -	七·〇 - 五· 三	新	<ul><li>倉敷市青江字西河原八五九番一地先まで 倉敷市青江字西河原八五八番一二地先を 倉敷市青江字西河原八五八番一二地先を</li></ul>

岡山県告示第百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 道路の供用を

その関係図面は、

岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧

平成二十八年三月十一日

岡山県知事 太

	県道 線 中	道 一般国	種 道 路 類 の 路
倉敷清音線	線中福田湯原	四八二号	線 名
倉敷市青江字西河原八五九番一地先まで倉敷市青江字西河原八五八番一二地先を経て倉敷市青江字西河原八五八番一地先まで倉敷市青江字西河原八五八番一地先まで	真庭市藤森字土伏一七〇番一五地先まで真庭市藤森字土伏一七〇番一五地先から	真庭市蒜山吉田字下田七一番一地先まで真庭市蒜山吉田字荒畑八五番一地先から	区間
年三月十二 平成二十八	E	年 平 成二十八	(時間) 田開始

のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。 〔九一〕特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、

平成二十八年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月二日

| 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人なないろ

三 代表者の氏名

三年

主たる事務所の所在地

兀

**倉敷市連島四丁目一番七号** 

五

定款に記載された目的

法に基づく事業、また児童福祉法に基づく事業を行い、 域で安心して暮らすため、 この法人は、 誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。 高齢者・障がい者 (児)・児童・子育て世代の方々が、 介護保険法及び老人福祉法に基づく事業や障害者総合支援 地域と社会の福祉の増進を図

〔九二〕国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、

のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十八年三月十一日

岡山県知事 伊 原 木 太

		倉	た調き
		敷	た者の名称
		市	称っ
平成二十七年三月	\$	平成二十五年四月	調査を行った期間
地籍簿	地籍図及び	倉敷市	成果 の名称
	— 部	玉島柏島の	た地域
		平成二十八年三月二日	認証年月日

二条の三第一項の規定により岡山県酪農・肉用牛生産近代化計画を定めたので、関係書 〔九三〕酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)第

類を岡山県農林水産部畜産課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

I県知事 伊原木 隆 太

(九四) 次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定による

開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年三月十一日

原木

太

総社市井手字延西三四三 - 三開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

**長**子 **麦**丁

ー (ジョリカ

<u>A</u> O )

)野 義和

 $\equiv$ 

岡山県指令建指第二七二号

〔九五〕次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定による

開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年三月十一日

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

原木

太

赤磐市穂崎字柳之内五三四 - 一

許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市穂崎五三三

馬場 弘之

 $\equiv$ 

岡山県指令建指第二六八号

件の変更予定)に誤りがあった。 〔一〕平成二十七年十月十三日付け公布岡山県告示第四百九十号(保安林の指定施業要

終わりから四	行
立木の伐採の限度	誤
方法・期間及び樹種立木の伐採の限度並びに植栽の	正